



島二丁目建物爆発事故に係る訴えの提起について



ターゲット 16.3

令和3年12月27日

郡山市総務部

総務法務課

担当：山内 憲

TEL：924-2031

SDGs ターゲット 16.3 「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」

郡山市議会令和3年12月定例会において議決（議案第221号）されました損害賠償請求に関して、訴えを提起しました。

- 1 訴訟の種類 損害賠償の請求訴訟
- 2 相手方
株式会社高島屋商店
代表取締役 新妻 勝人

株式会社レインズインターナショナル
代表取締役 澄川 浩太

株式会社小西造型
代表取締役 小西 英介

芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 風間 省三

伊東石油株式会社
代表取締役 伊東 雅文

協同組合郡山エルピーガス保安管理センター
代表理事 舟橋 壮介
- 3 訴えの提起の日 令和3年12月27日
- 4 提起した裁判所 福島地方裁判所郡山支部
- 5 請求の要旨 相手方に対し、民法第719条第1項前段に基づき、連帯して、原告の支出等及び弁護士費用の合計6,084,983円及びこれに対する不法行為日である令和2年7月30日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、訴訟費用を相手方の負担とする判決及び仮執行宣言を求める。
- 6 訴訟代理人 〒963-8876 福島県郡山市麓山一丁目4番3号
弁護士法人滝田三良法律事務所
電話 024-932-4039

※訴えの提起に関し、詳しくは裏面

島二丁目建物爆発事故に関する訴えの提起について

1 経過の概要

時期	事由
2020(令和2)年 7月30日	島二丁目建物爆発事故(以下「爆発事故」と表記)が発生
2020(令和2)年 8月 2021(令和3)年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 加害者、被害額等を特定するための情報収集(関係資料の収集、弁護士相談等) 【本市の支出額】 5,531,803円 主な項目 <ul style="list-style-type: none"> 災害見舞金の支給に係る経費 約130万円 爆発現場周辺の市道清掃に係る経費 約130万円 避難所運営等に要した経費 約100万円 固定資産税及び都市計画税の減免に係る経費 約80万円 災害ごみの回収に係る経費 約70万円
2021(令和3)年 2月19日	<ul style="list-style-type: none"> 爆発事故の関係者6者に対し、損害賠償請求 回答期限3月末 民事上の問題として請求
2021(令和3)年 3月29日	<ul style="list-style-type: none"> 6者から回答あり 事故原因が明らかになれば協議に応じる……2者 爆発の原因はガス管であり、責任がないため請求には応じない…4者
2021(令和3)年 5月～6月	関係機関との協議及び情報収集(福島県消防保安課、郡山消防本部、郡山警察署、代理人弁護士等)
2021(令和3)年 6月4日	新たに1者を対象に加え、関係者7者に対し関係資料の提出等を依頼
2021(令和3)年 9月14日	<ul style="list-style-type: none"> 7者から回答あり 捜査資料のため提出できない…2者 一部回答あり………4者 回答拒否………1者

関係者間で主張の食い違い、捜査資料のため収集が困難、刑事事件との関係性等の理由により、協議による解決が困難

2021(令和3)年 9月16日	6者に対して協議による解決の最後通告
2021(令和3)年 10月12日	<ul style="list-style-type: none"> 全者、全額の賠償に応じる意思はないとの回答がそろう 条件付きで一部弁済を内容とする協議には応じる…1者 今後の刑事裁判の結果により協議に応じる…1者 爆発事故に責任があると考えていないため損害賠償請求には応じない…4者

○これまでの経過や資料、聞き取り、弁護士相談等により、協議による解決を断念
 ○関係者のうち下記の6者が民法第719条の共同不法行為者に当たると判断
 ○共同不法行為者に対する損害賠償請求の訴えを提起し、訴訟による解決を図る。
 ・訴訟により爆発事故の責任の所在等の事実関係を明らかにする。
 ・共同不法行為者に対し、損害賠償責任について連帯債務を負わせる。

令和3年12月17日 郡山市議会12月定例会において議決
 12月17日 弁護士法人滝田三良法律事務所と訴訟委任契約を締結
 12月27日 福島地方裁判所郡山支部に訴状を提出

2 相関図

